

千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金交付要綱の一部を改正する告示について

教育総務課

千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金交付要綱（平成30年千曲市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「居住」を「定住」に改める。

第3条第1号中「へ住所を移転し、」を「に転入し、住民登録した者で、」に、「居住する者」を「千曲市に住民登録があり、現に居住している者」に改め、同条第4号中「居住地」を「住民登録地」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年8月24日提出  
千曲市教育長 小松 信美

## 条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業 助成金交付要綱
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正      全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
<p><u>提案理由</u></p> <p>「平成30年4月1日に施行した本事業について、要綱の一部に不明確表現があったため、より明確にするために一部改正をするものです。</p>	

千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金交付要綱（平成30年千曲市教育委員会告示第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨及び目的）</p> <p>第1条 この要綱は、千曲市へのU・I・Jターン及び移住・定住の促進を図るため、奨学金の貸与を受けて大学等で修学した者が、卒業後に千曲市内に<u>居住</u>し、かつ、就労した場合において、その者が貸与を受けた奨学金の返還金額の一部について、予算の範囲内で千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に就業する目的で市外から市内へ住所を移転し、<u>奨学金の償還期間満了まで、継続して居住する者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 本市及び従前の<u>居住地</u>において市税等の滞納がない者</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>（趣旨及び目的）</p> <p>第1条 この要綱は、千曲市へのU・I・Jターン及び移住・定住の促進を図るため、奨学金の貸与を受けて大学等で修学した者が、卒業後に千曲市内に<u>定住</u>し、かつ、就労した場合において、その者が貸与を受けた奨学金の返還金額の一部について、予算の範囲内で千曲市U・I・Jターン者向け奨学金償還優遇制度事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降に就業する目的で市外から市内に転入し、<u>住民登録した者で、奨学金の償還期間満了まで、継続して千曲市に住民登録があり、現に居住している者</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 本市及び従前の<u>住民登録地</u>において市税等の滞納がない者</p> <p>(5)～(7) (略)</p>